

第229回埼玉県都市計画審議会

平成28年7月12日午後2時00分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第229回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます埼玉県都市計画課、副課長の平賀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、お忙しい中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。現在20名の御出席をいただいております。2分の1以上の定足数に達しております。よって、本日当審議会は成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

ここで、本日の資料を確認させていただきます。事前にお送りさせていただきました資料が、配付資料一覧表、委員名簿、議案概要一覧表、議案書、参考資料1-1、参考資料1-2、参考資料2、報告資料でございます。それから、加えて本日机の上にお配りしておりますのが次第と座席表でございます。それと事前にお配りしておりました委員名簿に変更がございます。名簿の枠上に平成28年7月7日現在と記述しておりますものが最新の名簿となっておりますので、また改めてお配りさせていただきます。また、御参考に現行の「まちづくり埼玉プラン」を配付させていただきます。冊子になっているカラー刷りのものがございます。

資料につきましては、以上でございますが、不足はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局 それでは、今年度初回の都市計画審議会でございますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず、当審議会の会長であり、埼玉大学大学院教授の久保田尚様でございます。

○久保田委員 久保田です。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に規定する学識経験者の委員として、弁護士の設楽あづさ様でございます。

○設楽委員 (立ち上がって一礼)

○事務局 東京国際大学教授の古川徹也様でございます。

○古川委員 よろしく申し上げます。

○事務局 埼玉県農業会議副会長の永瀬隆弘様でございます。

○永瀬委員 永瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 上尾商工会議所会頭の小谷仁様でございます。

- 小谷委員 よろしくお願いたします。
- 事務局 浦和大学准教授の田中康雄様でございます。
- 田中委員 よろしくお願いたします。
- 事務局 次に、同第2号に規定する関係行政機関の委員として、関東農政局長の石田寿様でございます。
- 石田委員（代理） 代理で参りました村松と申します。よろしくお願いたします。
- 事務局 関東運輸局長の持永秀毅様でございます。
- 持永委員（代理） 代理の久米です。よろしくお願いたします。
- 事務局 関東地方整備局長の大西亘様でございます。
- 大西委員（代理） 代理で参りました鹿角でございます。よろしくお願いたします。
- 事務局 次に、同第3号に規定する市町村長を代表する委員として久喜市長の田中暄二様でございます。
- 田中委員 田中です。よろしくお願いたします。
- 事務局 続きまして、同第4号に規定する県議会議員の木下高志様でございます。
- 木下委員 よろしくお願いたします。
- 事務局 石井平夫様でございます。
- 石井委員 よろしくお願いたします。
- 事務局 高橋政雄様でございます。
- 高橋委員 よろしくお願いたします。
- 事務局 田村琢実様でございます。
- 田村委員 よろしくお願いたします。
- 事務局 小林哲也様でございます。
- 小林委員 よろしくお願いたします。
- 事務局 菅克己様でございます。
- 菅委員 よろしくお願いたします。
- 事務局 萩原一寿様でございます。
- 萩原委員 よろしくお願いたします。
- 事務局 金子正江様でございます。
- 金子委員 よろしくお願いたします。
- 事務局 次に、同第5号に規定する市町村の議会の議長を代表して、寄居町議会議長の原口孝様でございます。
- 原口委員 よろしくお願いたします。
- 事務局 続きまして、同条例第3条第2項に規定する専門委員として埼玉県住宅供給公社理事長の

前田一彦様でございます。

○前田委員 よろしくお願ひします。

○事務局 なお、本日は御出席いただいておりますが、学識経験者として東洋大学教授の野澤千絵様、市町村長を代表する委員として滑川町長の吉田昇様、市町村の議会の議長を代表する委員として川口市議会議長の吉田英司様、また臨時委員として関東財務局長の小野尚様、関東経済産業局長の藤井敏彦様、埼玉県警察本部長の貴志浩平様に御就任をいただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ここで幹事を代表いたしまして、福島都市整備部長から御挨拶を申し上げます。

○幹事（都市整備部長） 埼玉県都市整備部長、福島でございます。よろしくお願ひを申し上げます。

委員の皆様には、日ごろから埼玉県の都市整備行政の推進に御支援、御協力を賜り、感謝を申し上げます。

本審議会は、昭和44年に設置をされ、これまでの228回、5,105件の案件を御審議いただいたところでございます。おかげさまで、土地利用の制限、それから誘導、都市整備事業など、県内各地において都市計画や都市づくりが順調に進んでおり、改めて感謝を申し上げます。

さて、本県の都市計画を取り巻く課題でございますが、皆様御承知のとおり、人口減少、超高齢社会の到来というものが言われております。また、今年4月には熊本地震が発生いたしましたが、これまでの大震災や広島土砂災害等を教訓とした防災・減災への対応、高速道路ネットワークを活用した企業立地の推進、あるいはコンパクトシティを目指す取り組みなど、都市をめぐる社会情勢への的確な対応が求められております。

そういった課題が多い中、県では今年度都市計画の第7回定期見直しを行っております。本日は、この定期見直しに伴います都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や区域区分の変更などを中心に御審議をいただくこととなります。

また、本審議会では次回以降も同様に定期見直しを中心とした多くの御審議をいただくということで、関係市町村との協議のほか、手続を進めているところでございます。委員の皆様におかれましては、引き続き御指導、御支援をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、本年度初めてとなります都市計画審議会の開催に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局 それでは、この後は当審議会条例第5条第1項の規定により、久保田会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願ひいたします。

○議長（久保田会長） わかりました。

本日は、委員の皆様におかれましては、大変御多忙のところ、それから大変暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。皆様の御協力をいただきまして、慎重かつ効率的に審議を進

めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、会議録の署名委員をお願いしたいと思います。本審議会運営規則第5条第2項の規定によりまして、私から指名をさせていただきます。

本日は田中康雄委員さんと、それから木下委員さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、本審議会の公開についてですけれども、本審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取り扱い要綱に基づいて原則公開となっております。私が見たところ、本日は非公開にすべきと思う案件はございませんが、いかがでしょうか。公開でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） 公開でよろしいということでございますので、本日は公開で進めさせていただきますと思います。

本日、傍聴の御希望ございますでしょうか。

○事務局 いらっしゃいます。

○議長（久保田会長） では、傍聴の方にお入りいただきたく、お願いいたします。

〔傍聴者入場〕

○議長（久保田会長） 議事に入ります前に、傍聴の皆様は傍聴上の御注意を申し上げたいと思います。

先ほど事務局よりお配りしました傍聴要領をよく読んで、遵守していただきたく存じます。傍聴要領に反する場合には退場していただくことがございますので、御注意をお願いいたします。

それから、新聞記者の方がいらっしゃいましたら、撮影は今の時間をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから第229回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。本日は、お手元の次第にございますとおり、議第5106号「新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を初め都市計画法に基づく諮問案件8件、それから建築基準法の規定に従って本都市計画審議会に付議する案件2件、計10案件について御審議をお願いするものでございます。

なお、関連する議案につきましては、ある程度まとめて議題に供することといたしたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。

それでは、まず都市計画法に基づく審議のうち、議第5106号から議第5108号までの3議案につきましては、関連する議案でございますので一括して議題に供します。

幹事に議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の吉岡と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。恐れ入りますが、着席にて御説明させていただきます。

それでは、個別の議案の説明に入ります前に、若干お時間をいただきまして、今年度この審議会

で御審議いただきます都市計画の第7回定期見直しの考え方について御説明いたします。前方のスクリーンを御覧ください。

初めに、体系でございますけれども、左上でございますように、県では都市計画を進める上での基本指針としてまちづくりの目標などを定めた「まちづくり埼玉プラン」を策定しております。そして、このプランを踏まえ、県内の40の都市計画区域ごとに法に基づく整備、開発及び保全の方針を定めております。さらに、各都市計画区域において定める個々の都市計画は、この方針に即して定めることとなります。なお、整備、開発及び保全の方針並びに一番下に赤く書きましたが区域区分、これにつきましては県が定め、その他の都市計画につきましては規模などに応じまして、県または市町村が定めております。

まず、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針でございますが、これはおおむね20年後の都市の姿を展望した上で広域的な観点から都市計画の基本的な方向性を示すものでございます。この方針の中では、お示したような都市計画の目標あるいは区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、主要な都市計画の決定の方針、そして方針図、この4つの事項を定めております。

一方、区域区分でございますが、これは線引きとも言われるもので、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めるというものでございます。都市計画を展開するための都市計画区域の指定状況でございますが、現在県内63市町村のうち61市町を対象に40の区域を定めております。そのうちオレンジ色で着色した34の区域は、区域区分を定めた、いわゆる線引き区域でございます。一方、黄色の6つの区域でございますが、区域区分を定めていない、いわゆる非線引き区域となっております。

次に、定期見直しについてでございます。本県では、昭和45年に区域区分の当初決定をしてから、おおむね5年ごとに全体的な見直しとして、この整備、開発及び保全の方針並びに区域区分を定期的に見直しております。現在は7回目の見直しを進めておるという状況でございます。この今回の第7回見直しにおける社会情勢の変化といたしましては、国の提言ですとか制度の創設がなされるなど、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた具体的なアプローチが示されているところでございます。

そこで、今回の見直しにおきましては、基本的には前回の第6回定期見直しの考え方を踏襲しつつ、コンパクトなまちづくりの方向性をより明確化しようとするものでございます。具体的には、公共交通と連携した拠点の位置づけ、あるいは商業など都市機能の適切な誘導、それから災害に備えた安心・安全な都市づくり、これら3つをポイントとして見直しております。

ここで、ちょっと拠点の考え方についてもう少し詳しく説明させていただきます。基本的には4種類の拠点を定めております。まずは中心拠点として、主要駅周辺などまちの顔となる拠点を位置づけます。また、生活関連施設などが充実しました生活拠点を位置づけます。さらに、高速道路インターチェンジ周辺ですとか、20ha以上の大規模工業団地などを産業拠点として、また地域資源な

どの活用によって地域の活性化やにぎわいの創出を図る区域、これを観光、交流拠点として位置づけることとしております。

続いて、区域区分の見直しの考えでございます。市街化区域への編入につきましては、基本的には第6回見直しと同様でございます。住居系につきましては、人口増加が見込まれる地域において、駅周辺を拠点として都市機能の集積を図る区域を対象といたします。工業系につきましては、インターチェンジや幹線道路周辺などの産業集積地を対象とし、既存の産業団地の拡張も支援いたします。商業系につきましては、郊外型の大規模商業施設などの立地は基本的には抑制するとしており、地域振興に資する市街地開発事業に限定して取り扱うということとしております。この第7回見直しにつきましては、本日第1グループとして新座を初め5つの都市計画区域について御審議いただき、残りの34の区域につきましても順次今年度の審議会に付議させていただきます。

なお、図上、白く抜かれましたさいたま都市計画区域につきましては、政令市へ権限が移譲されておることから、さいたま市が定めるということになります。

それでは、具体的な案件でございますが、議第5106号から5108号まで、新座都市計画に関する3議案につきまして、関連がございますので一括して御説明申し上げます。

新座都市計画区域は、新座市の全域からなり、県の南部、都心からおおむね25kmに位置しております。まず、議第5106号の整備、開発及び保全の方針の変更につきまして、議案書では5ページから28ページでございます。この方針におきましては、先ほどお示ししましたように、4つの事項を定めております。

まず、第1の都市計画の目標でございます。議案書では12ページでございます。冒頭申し上げました「まちづくり埼玉プラン」では、四角で囲みました3つの点をまちづくりの目標として掲げております。今回の定期見直しにおきましては、全ての都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、この3つの目標を軸とした上で、県内を大きく3つのゾーンに分け、区域の特性を踏まえ、都市づくりの基本理念を定めております。県の南部に位置する新座都市計画区域につきましては、それぞれ駅を中心に多様な都市機能を集積する、また、都市開発ポテンシャルを生かす、あるいは身近な緑を保全、創出、活用する、これをそれぞれ基本理念として定めたところでございます。

次に、第2、区域区分に関する事項につきましては、議案書の14ページでございます。ここでは基準年を平成17年から直近の都市計画基礎調査の基準年である平成22年に見直すとともに、目標年次を平成27年から平成37年にそれぞれ変更しております。また、産業の規模に関しましては、今回の第7回見直しにおきましては、指標の見直しを行っております。工業におきましては、今までは製造品出荷額、これを用いておりましたが、高速道路ネットワークの充実による本県の強みを的確に反映するため、物流業の進展も反映できる指標として総生産額へと変更しております。商業につきましても総生産額に見直しておりますが、こちらは実質的な変更はございません。

次に、第3の主要な都市計画の決定の方針につきまして、議案書は15から19ページでございます。

これは土地利用あるいは道路などの都市施設の整備あるいは市街地開発事業、こういった主要な都市計画の決定の方針を示すものでございます。今回の見直しに当たりましては、土地利用に関する方針において新たな方針の追加などを行いました。具体的には、今回の見直しのポイントとして掲げました都市機能の適切な誘導ですとか災害に備えた安心・安全なまちづくり、この2点をポイントとしております。議案書では18ページの④になりますが、都市計画法において特定大規模建築物と規定されます延べ床面積が1万㎡を超えるような大規模商業施設等につきまして、その立地を商業地に誘導すべきことなどを新たに方針として追加しております。もう一点は、議案書の19ページの②でございますが、災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針におきまして、土砂災害特別警戒区域を対象に加えるなどの見直しをしたところでございます。

次に、方針図でございます。この方針図は、区域区分や拠点などの広域的、根幹的な事項を示しております。市街化区域につきましては、これまでどおり黄色で示しております。また、拠点につきましては、これまでの指定を改めて拠点性を検討した上で、おおむねの位置を示すものとして表示しております。新座都市計画区域におきましては、新座駅などの主要な鉄道駅周辺に中心拠点を位置づけ、また既存の20haを超える工業団地ですとか、この後御説明申し上げます大和田二・三丁目地区を産業拠点到位置づけたところでございます。

整備、開発及び保全の方針は以上でございまして、続きまして議第5107号、区域区分の変更について御説明申し上げます。議案書は29から35ページでございます。新座市の大和田二・三丁目地区は、関越自動車道の所沢インターチェンジから東へ約2kmにございまして、国道254号に接する面積約52haの地区でございます。地区の状況でございますが、国道254号沿いには沿道サービス施設などが立地しております。地区の内側は、主に農地として利用されておりますが、工場や事業所などが若干点在するという状況です。また、北側のほうの柳瀬川に面するエリアには新座市の清掃センターなどの公共施設が立地しております。この地区につきましては、所沢インターチェンジに近いという立地条件を生かしまして、主に工業系の土地利用を図るというものでございます。このたび市施行の区画整理事業により計画的な市街地整備が確実となったことから、市街化区域に編入しようとするものでございます。

次に、区域区分の計画書でございます。ここでは市街化区域及び市街化調整区域の面積を示しております。ほぼ中段、備考欄にございますように、今回の地区、面積約51.5haを市街化区域に編入することに伴いまして、市街化区域の面積が合計で約1,382haとなるものでございます。

引き続きまして、議第5108号の道路の変更でございます。議案書は37ページから45ページでございます。今回変更いたします3・4・4志木大和田線は、志木市境から東京都清瀬市境に至る延長約2,280m、代表幅員18mの道路でございます。現状は国道254号と交差する大和田交差点から北東側、図面では右上になりますが、北東側の県道部分についてはおおむね整備がされております。逆に南西側につきましては、新座市道でございますが、歩道もなく未整備の状況でございます。お示

しましたのが区画整理事業区域内で現在決定されている形状でございます。区画整理の事業化に当たりまして、土地利用計画を検討した結果、既存ストックである現道を生かした線形とすることで、土地の有効活用が図られるとともに、既存の埋設管の移設が不要になるなど、事業効果の向上が見込まれると判断したことから、現道と重なる線形に変更するものでございます。赤で着色した箇所が、今回追加する区域、黄色が削除する区域でございます。また、大和田交差点につきましては、国道254号から本路線へ導入するための左折帯を設ける計画とし、赤で着色した隅切り部の区域を追加して定めることといたしました。

次に、車線数の決定でございますが、この路線にはこれまで車線数を定めておりませんでしたので、今回2車線と定めるものでございます。また、路線延長につきましては、今回の変更で起点、終点の変更はございませんが、改めて計測した結果に基づき、約2,200mへと修正をさせていただくものでございます。

以上、御説明いたしました議第5106号から5108号までの3議案につきまして、都市計画法の規定に基づき2週間、案の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、新座市に対して意見を照会したところ、賛成との回答をいただいております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田会長） それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

マイクを御用意いただけますか。

○金子委員 3件ほど、5107号につきましてちょっと質問させていただきます。

1つは、これ新座都市計画の市街化区域への編入ということでございますけれども、工業団地の形成のために編入をするということですが、具体的にはどういうふうに計画があるのか、それをお答えいただきたいということです。

それと、もう一つは区画整理事業ということでもありますけれども、市施行の区画整理事業だというふうに思いますけれども、この場合の公費の負担、新座市の負担の状況がどのようになっているのか、お示しいただきたいと思います。

それから、3点目として、地権者の方々の御意見はどのようになっているのか、この3件についてお答えいただきたいと思います。

以上です。

○幹事（都市計画課長） まず、1点目の工業系の土地利用ということで、基本的には工業、工場などの、あるいは流通業などの誘致をするということになりますので、一部区域内に商業系の土地利用も誘導するという決まっております。

それから、区画整理事業は市施行でございますので、基本的には市の持ち出しと保留地処分金で賄うということでございますが、すみません、現在ここでは市の負担額はちょっと把握しておりま

せん。

それから、地元合意でございますけれども、案の縦覧も含めまして、一切意見書の提出などなかったということで、基本的な合意はいただいているということで理解しております。

○議長（久保田会長） よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○金子委員 説明をいただきまして、ありがとうございます。この市街化区域への編入ということで、既に地元市では会議で認定されているということも伺ってはいるのですが、県段階でまだしっかり決まったわけではないのですが、地元の話をお聞きすると、企業誘致、計画策定をする前から企業の誘致がどんどん進められているというふうな話も伺っているのですが、この辺での県としての認識というものを伺いたいというふうに思います。

それから、先ほど区画整理は市施行ですから県としては把握していないということもお答えがございましたけれども、私のほうでも市のほうにちょっと御意見等々、どういうふうな御意見があるのかも伺ってきましたけれども、現実的には非常にこの区画整理事業ということが既に何か所かございまして、その財政負担等々にも懸念材料があるということも、そういう声もあるということをお伺いしておりますので、その辺につきましていかななものかというふうなことも考えられるわけなのですが、この辺について県の見解をお示しいただきたいと思います。

○幹事（都市計画課長） まず、1点目の地元市で、企業誘致などが少し検討が先行したという御指摘でございましたが、この事業を行っていくに当たって、市としての大きな土地利用転換を図っていきたいという中で、事業の確実性の部分を恐らく市としてはある程度把握したいということで、ある意味線引きだとかが約束されたわけではない中で、市の独自の判断として、その把握をしたいということで、そういった活動があったのだろうというふうに考えております。

また、2点目の市の負担の関係でございますけれども、結局その整備した後に、やはり例えば保留地処分金を得るための保留地が売れないとかという状況はまた非常に事業を圧迫するということが、先ほどの恐らく推定ということになりますけれども、市がいろいろ企業ニーズを把握するということが、その事業の財政面での負担あるいは不安を少しでも払拭したいということだろうというふうに思っております。そういったことで、市の独自の判断でやられたというふうな認識でおります。

○議長（久保田会長） 金子委員、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○金子委員 1点だけ確認させてください。

先ほど御説明がございましたけれども、県のいわゆる今日の会議で結果が出るわけですが、こういう認定を受けなくても自治体が自治体の都計審で決まれば進んでいってもよいのだという認識なのかどうか、その辺について再度御確認させてください。

○幹事（都市計画課長） 線引きなどは土地利用の状況ががらっと変わるということで、最終的には法律の手続などを踏まえてやっていくということでございますので、公聴会ですとか案の縦覧ですとか、この本審議会ですとか、それがないことには正式に決まらないという、これは大前提でございます。そういう中で、いろいろその案の作成だとか地元市として、あるいはやっていかななくてはならない部分も部分的にはあろうかと思っておりますので、そういったところの全ての活動を法手続が決まらないと一切できないというのではなくて、同時並行で少し市としてはやらないと、なかなか不安だということもあってやっているかと思っておりますが、正式にはこの法手続を踏んで最終的に決まっていくというものでございます。

○議長（久保田会長） よろしいでしょうか。

ほかの方あるいはほかの議案についていかがでしょうか。

特に御意見ございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田会長） それでは、議第5106号から第5108号まで、3議案につきまして一括して採決をさせていただきたいと思っております。

議第5106号から議第5108号までの3議案につきまして、原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

どうぞ。

○金子委員 一括というのはちょっと。

○議長（久保田会長） わかりました。金子委員としては、今の5107号について御異議があるということでもいいですか。

○金子委員 はい。

○議長（久保田会長） わかりました。ということであれば、この5107号につきまして個別に採決をさせていただきまして、その後5106号と5108号について一括して採決をさせていただきたいと思っております。そういうことでよろしいでしょうか。

○金子委員 はい。

○議長（久保田会長） それでは、まず議第5107号につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします

〔挙手する者あり〕

○議長（久保田会長） 18名ですか、18名の方の賛成でございますので、賛成多数で、この議案については決定ということにさせていただきます。

続きまして、第5106号と5108号につきましては原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） ありがとうございます。

それでは、この両議案につきましても原案のとおり決定するということにさせていただきます。
ありがとうございました。

続きまして、議第5109号から5113号まで5議案につきまして一括して御説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、続きまして議第5109号「富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から議第5113号「小鹿野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」まで、5議案につきまして基本的には先ほどの新座と同様の考えにより見直しを行っておりますことから、簡潔に御説明をさせていただきます。

議案書は47ページから133ページでございます。それでは、前方のスクリーンを御覧ください。

まず、議第5109号及び5110号の富士見都市計画に関する2議案でございます。富士見都市計画区域は、富士見市、ふじみ野市、三芳町の2市1町で構成され、県の南西部、都心からおおむね30kmに位置しております。当該区域の整備、開発及び保全の方針における都市計画の目標といたしましては、新座都市計画の場合と同様にお示しした3点、これを都市づくりの基本理念としております。その他の産業の規模を示す指標の変更ですとか、主要な都市計画の決定の方針における方針の追加など、これも新座の場合と同様に見直しております。繰り返しとなりますので、ここでは詳細な説明は省略させていただきます。拠点でございますが、鶴瀬駅などの主要な鉄道駅周辺、ここに中心拠点を位置づけております。また、ふじみ野駅周辺など公共交通のアクセス性が高い地域に生活拠点を位置づけ、さらに既存の20haを超える工業団地には産業拠点を位置づけております。

次に、議第5110号の区域区分の変更につきましては、これは都市計画基礎調査の平成22年を基準年として、計画書において目標年次などを見直すというものでございます。なお、ここでは市街化区域と市街化調整区域の実際の区分の変更を伴うものではございません。

次に、議第5111号から5113号までの秩父、ときがわ、小鹿野の各都市計画区域の3議案についてでございますが、いずれも区域区分を行っておりませんので、整備、開発及び保全の方針の変更のみとなります。これら3区域につきましても、基本的には今まで御説明いたしました新座、富士見と同様の考えで見直したものでございます。ここでは例示として秩父市、横瀬町、皆野町の各一部で構成する秩父都市計画区域について御説明をさせていただきます。

例えばこの秩父都市計画区域において都市計画の目標におきましては、中段の地域の個性ある発展の部分でございますけれども、これは例えば新座、富士見の場合では都市開発ポテンシャルを生かすなどとしておりましたが、ここでは中段でございますように、豊かな自然、歴史、文化を生かすべきことなど、地域性を反映した記述としております。その他、主要な都市計画の決定の方針などにつきましても基本的な違いはございません。また、拠点でございますが、秩父駅や横瀬駅、皆野駅などの鉄道駅周辺に中心拠点ですとか、生活拠点を位置づけ、また、既存の20haを超える工業団地には産業拠点を位置づけるなど、他の区域と同様の考え方で方針図の策定をしたところでござ

います。

以上、5109号から5113号までの5議案につきまして、都市計画法の規定に基づき、それぞれ2週間、案の縦覧に供しましたところ、全て意見書の提出はございませんでした。また、関係市町に対して、おのおの意見を照会しましたところ、全て賛成との回答をいただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田会長） それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田会長） それでは、採決に移らせていただきたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） では、議第5109号から議第5113号までの5議案につきまして一括して採決をさせていただきます。

議第5109号から議第5113号までの5議案につきまして、原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） では、御異議ないものとしまして本案は原案のとおり決定とさせていただきます。

それでは、ここからは建築基準法に基づき敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議する議案になります。

まず、議第5114号「朝霞都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

まず、議案の説明をお願いいたします。

○幹事（建築安全課長） 建築安全課長の楢原と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、失礼して着席にて御説明をさせていただきます。

議第5114号「朝霞都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」でございます。議案書は135ページから141ページになります。それでは、前方のスクリーンのほうを御覧ください。

初めに、産業廃棄物処理施設の設置に関する建築基準法の取り扱いについて御説明をさせていただきます。都市計画区域内において一定規模以上の廃棄物の処理施設等の用途に供する建築物は、建築基準法第51条の規定により、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ設置ができません。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障ないと認めて許可した場合には設置が可能となります。ここで特定行政庁とはですが、建

築確認の権限を持つ地方公共団体のことで、埼玉県においては埼玉県とさいたま市など12の市が該当いたします。こちらの12の市でございます。今回の議案は、朝霞市にございますので、朝霞市はこの12の市に入っていないので、特定行政庁となっていないので、そこで、埼玉県が特定行政庁として許可権者となりますことから、本審議会に付議させていただきました。

敷地の位置について御説明いたします。敷地の位置は、赤く縁取った朝霞都市計画区域内にございます。朝霞市は、県の南部に位置しており、都心からおおむね20kmの距離にございます。次に、もう少し拡大した地図で御説明いたします。敷地は、画面中央の赤く塗った場所でございます。JR武蔵野線、北朝霞駅から北東に約1.5km地点でございます。市街化調整区域に位置してございます。所在地は、朝霞市大字上内間木字厩尻549番1外6筆でございます。なお、敷地は志木市及びさいたま市と近接しております。次に、車両の経路ですが、県道朝霞蕨線から朝霞市道2358号線、2074号線及び2077号線を通して搬出入を行います。

今回の計画の概要について御説明いたします。今回の計画は、既存のアスファルトプラントの工場の敷地に産業廃棄物処理施設を新設するものでございます。新設する施設は、がれき類の破碎施設が1基でございます。また、処理施設の上屋の新設を行います。

続きまして、施設配置について御説明いたします。画面の上側が北でございます。赤く囲まれている部分が敷地の位置でございます。敷地面積は6,213.12㎡でございます。今回敷地の南側にある青く塗り潰した部分に、鉄骨造平家建ての上屋を新設いたします。なお、青色の縁取りの部分は既存の事務所及びストックヤードでございます。車両の出入り口は画面上側で、朝霞市道2077号線に接続しています。車両の待機スペースを敷地内に確保しております。建物内部に、黄色くなっているところが今回新設する破碎施設でございます。こちらですね。当該破碎施設では、道路工事で発生したガレキ類を受け入れまして、破碎施設で破碎をいたします。その後アスファルトの材料となる再生砕石として、自社で活用したりリサイクル先に売却する計画でございます。また、産業廃棄物処理施設から排水は発生いたしません。

以上が朝霞都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての概要でございます。県といたしましては、この敷地の位置について、都市計画上支障がないものと考えております。また、当該施設の敷地の位置について、朝霞市へ意見照会したところ、都市計画上支障ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保田会長） それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田会長） それでは、議第5114号につきまして採決を行います。

本案につきまして都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） それでは、御異議ないものとしたしまして本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。

続きまして、議第5115号「幸手都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

また、議案の説明をお願いいたします。

○幹事（建築安全課長） それでは、議第5115号について、引き続き建築安全課から御説明させていただきます。

議第5115号「幸手都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、議案書では143ページから149ページになります。本件は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく、産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関するものでございます。杉戸町にございますので、埼玉県が特定行政庁として許可権者となることから、本審議会に付議させていただきました。それでは、前方のスクリーンを御覧ください。

敷地の位置について御説明いたします。敷地の位置は、赤く縁取った幸手都市計画区域内にございます。杉戸町は、県の東部に位置しており、都心からおおむね40kmの位置にございます。次に、もう少し拡大した地図で御説明いたします。敷地は、画面中央の赤く塗った場所でございます。東武伊勢崎線姫宮駅から東に約1.5km地点で、本郷工業団地内に位置しております。用途地域は工業専用地域でございます。所在地は、杉戸町大字本郷字東中590番5外8筆でございます。なお、敷地は春日部市との行政界に近い位置となっております。また、宮代町とも近接しております。

次に、車両の経路ですが、国道16号、国道4号、県道惣新田春日部線から3つの町道、1194号線、1197号線及び1196号線を通して搬出入を行います。計画の概要について御説明いたします。今回の計画は、過去に建築基準法第51条ただし書き許可を受けた敷地を拡張し、新たな処理施設を設置するものです。増設する施設は、廃プラスチック類、木くず及びびがれき類の破碎施設が1基、廃プラスチック類及び木くずの破碎施設が1基の合計2基でございます。また、処理施設の上屋の新設を行います。

続きまして、施設配置について御説明いたします。画面の上側が北でございます。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は7,882.50㎡でございます。赤い部分が既存の産業廃棄物処理施設の敷地でございます。今回黄色の部分の拡張し、新たに処理施設を増設いたします。敷地の西側にある青く塗りつぶした部分に鉄骨造平家建ての上屋を新設いたします。なお、敷地の東側にある青色の縁取りの部分は、既存の産業廃棄物処理施設の上屋であり、事務所及び作業場等として活用しております。車両の出入り口は画面下側で、町道1196号線に接続しています。車両の待機スペースを敷地内に確保しております。

黄色の部分が産業廃棄物処理施設で、①から③は既存の産業廃棄物処理施設3基でございます。新設する建物内部に黄色くなっている破砕施設④及び破砕施設⑤が今回新設する破砕施設2基でございます。当該破砕施設では、主に建設現場から発生した建設廃材のなどを受け入れて、破砕施設で破砕後、保管場所で保管されます。その後、品目ごとに売却先、リサイクル先、最終処分先に搬出される計画となっております。また、産業廃棄物処理施設から排水は発生いたしません。

以上が幸手都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての概要でございます。県といたしましては、この敷地の位置について、都市計画上支障がないものと考えております。また、当該施設の敷地の位置について、杉戸町へ意見照会したところ、都市計画上支障ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保田会長） では、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

特によろしゅうございましょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田会長） それでは、ただいまの議第5115号について採決をいたします。

本案について都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田会長） それでは、御異議ないものとして本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。

以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。

次に、幹事より「まちづくり埼玉プラン」の検証について報告したいということでございますので、これを許したいと思います。

では、幹事の報告をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、都市計画課でございます。「まちづくり埼玉プラン」の検証について御報告をさせていただきます。配付をさせていただきました報告資料、A4の縦長にカラーコピーなども折ってあるものでございますが、「まちづくり埼玉プラン」の検証についてという報告資料を御覧いただきたいと存じます。

それでは、その報告資料の1枚目を、表紙をめくっていただきまして、カラーコピーの1ページ目になりますが、「まちづくり埼玉プランとは」、そこを御覧いただきたいと存じます。この「まちづくり埼玉プラン」は、本県の都市計画の指針として平成20年3月に策定されたものでございます。当時の背景といたしましては、人口減少、超高齢社会の同時進行を初めとした社会経済情勢の変化に対応した都市計画の方向性というものが求められておりました。

そこで、前年の平成19年2月に、この埼玉県都市計画審議会からいただきました御提言、「時代

の潮流を見据えた埼玉の都市計画の基本方向」、これを踏まえましてまちづくりの目標などを、その後20年間で想定して策定したものでございます。各種の都市計画の決定あるいは変更の際の基本指針としているほか、新たなまちづくりの方向性を示すものとしてその活用も期待されております。

先ほど御審議いただきました「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の見直しにおきましても、このプランの考えを反映させて見直しを行っております。このプランにおけるまちづくりの目標につきましては、資料の右側に抜粋させていただきました。埼玉の将来都市像の実現に向けて、3つの目標を掲げております。

目標の第1の「コンパクトなまちの実現」、これにつきましては駅周辺などに都市機能を充実させることなど、近年国が提唱しております集約型の都市構造に向けたまちづくりなどがございます。

次に、目標の2の「地域の個性ある発展」につきましては、例えば川越のような歴史を生かしたまち並みと景観の形成あるいは田園都市産業ゾーンの取り組みに代表されるような産業応援まちづくりなどがございます。

そして、目標の3の「都市と自然・田園との共生」につきましては、例えば三富新田の農地と平地林あるいは見沼田んぼなどの都市近郊に残る自然や田園の保全などがございます。いずれも時代の先を見据えたものとなっております。

このほかゾーン別の土地利用につきましては、都市計画法の上位法でございます国土利用計画法に基づき策定されております埼玉県土地利用基本計画に従い、県南、圏央道、県北の3つの圏域の考えを踏襲しております。

次に、このプランの検証について御説明をさせていただきます。2枚目を御覧ください。このプランでは、新たな対応の必要性が生じた場合には、適時適切に見直すとされております。そのため、まずは現在の社会情勢の変化ですとか、このプランの活用状況等を把握し、検証を行う必要があると考えたところがございます。この検証を行う必要性について、3点挙げさせていただきます。

まず、1点目、都市計画区域マスタープラン、これは整備、開発及び保全の方針のことでございますが、これの定期見直しは先ほど申しましたように、おおむね5年ごとに行っております。次回の第8回の定期見直しを見据え、このプランの活用性について検証の必要があると考えております。また、このプランの策定後、国の提言ですとか創設された制度などについても着目して、検証を行う必要があると考えております。そして、政令指定都市であるさいたま市との調和でございます。平成27年6月には、都市計画区域マスタープランの決定権限もさいたま市に移されました。これによりまして、さいたま市は市でより自主性に富んだまちづくりの展開が可能となっております。このため均衡ある県土の発展に向けたまちづくりを考える上では、政令市との役割分担を確認する必要があると考えております。これらの状況を受けまして、引き続き将来都市像で「みどり輝く生きがい創造都市」の実現あるいはまちづくりの3つの目標の実現に向け、さらに深めた都市計画の取

り組みについて考えてまいります。

検証に当たりましては、4つの視点を重視しながら取り組みます。表の一番下に4点並べましたが、土地利用の分野では現行の3つの圏域の考え方に加えまして、より個性を発揮して活力あるまちづくりが展開できるような地域のあり方の、その方向性がどうかと、あるいは超高齢社会の対応につきましましては、医療福祉分野などとの連携したまちづくりの方向性について、それから都市防災の分野につきましましては近年頻発している大災害を教訓とした都市防災の方向性、そして地域の成長につきましましては地域資源を活用した観光に資するまちづくりですとか産業団地の造成による稼ぐ力と雇用力に着目したまちづくりの方向性、こういった4点でございます。これらの検証の結果によりまして、このプランの見直しの必要性についても検討してまいります。それぞれ取り組みの状況につきましましては、改めてこの都市計画審議会に御報告をさせていただくとともに、またこの審議会から御意見を伺う機会も頂戴したいと考えております。よろしくお願ひしたいと存じます。

報告については以上です。

○議長（久保田会長） ありがとうございます。

それでは、せっかくの機会ですので、ただいまのことにつきまして何か御質問、御意見あるいは御注文等ございましたらお願いいたします。

特によろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田会長） それでは、これにつきましては今お話がありましたように、随時都市計画審議会に御報告いただいて、ここからまたいろいろ御意見を頂戴する機会もあるということでございますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、ほかに何か特に御発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（久保田会長） それでは、以上をもちまして本日の審議は全て終了となります。大変御協力をいただきまして、ありがとうございました。

傍聴の方につきましては、事務局の指示に従いまして御退席をよろしくお願いいたします。

〔傍聴者退場〕

○議長（久保田会長） それでは、ここままで議長の任を解かせていただきまして、事務局に進行をお返しいたします。

○事務局 久保田会長、議事進行ありがとうございました。

また、委員の皆様には熱心な御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、これをもちまして第229回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。

本日はお疲れさまでございました。

午後3時03分 閉会